健 生 発 1119第 6 号
令 和 8 年 11月 19日

国立健康危機管理研究機構 国立国際医療研究所
肝炎・免疫研究センター 肝炎情報センター長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成20年３月31日健発0331001号本職通知「感染症対策特別促進事業について」の別添実施要綱により実施しているところでありますが、今般、その一部を改正し、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛て発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段の御協力と御高配をお願いいたします。

別添

健生発 1119 第６号
令和８年 11 月 19 日

各 { 都道府県知事 / 保健所設置市市長 / 特別区区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

「感染症対策特別促進事業の実施について」の一部改正について

標記事業については、「感染症対策特別促進事業について」（平成 20 年３月 31 日健発 0331001 号厚生労働省健康局長通知）の別添実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和８年 10 月 14 日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いする。

別紙

肝炎治療特別促進事業実施要綱新旧対照表（案）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
別添５ 肝炎治療特別促進事業実施要綱 １　目的 国内最大級の感染症であるＢ型ウイルス性肝炎及びＣ型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療及び核酸医薬品治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の医療費が高額となること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。 ２　（略） ３　対象医療 この事業の対象となる医療は、Ｃ型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにＢ型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及び核酸医薬品治療で、保険適用となっているものとする。 以下　（略） ４～９　（略） 別表　（略）	別添５ 肝炎治療特別促進事業実施要綱 １　目的 国内最大級の感染症であるＢ型ウイルス性肝炎及びＣ型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の医療費が高額となること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。 ２　（略） ３　対象医療 この事業の対象となる医療は、Ｃ型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにＢ型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。 以下　（略） ４～９　（略） 別表　（略）